

視察研修

原子力対策特別委員会



女川原子力発電所にて説明を受ける議員



東海第二発電所にて説明を受ける議員

 お歳暮やお年賀	 入学祝・卒業祝	 病気見舞い	 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
 秘書等が代理で出席する場合の葬典	 葬式の花輪・供花	 落成式・開店祝の花輪	 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入
 お祭りへの寄附や差入	 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入	贈らない! 求めない! 受け取らない!	

政治家の寄附行為・年賀状は

禁止されています

政治家（候補者・候補者となるうとする者・現に公職にある者）は、公職選挙法により選挙区内の人に対しても寄附やあいさつ状（答礼のための自筆によるものは除く）を出すことは禁止されています。皆様のご理解をお願いいたします。

震災からおよそ14年ぶりに再稼働しました。

※公益社団法人 明るい選挙推進協会リーフレットより抜粋

13